

労働災害防止のために

従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です

労働災害の発生件数は、事業者をはじめとする関係者の熱心な取り組みにより、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もが被災しています。

特に、従業員数50人未満の小規模事業場では、大規模事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、災害防止対策を実施する上で人材、費用などが課題になる一方、全員が一体となって取り組むことが容易にできます。従業員が安全で健康的に働けるよう、工夫をしながら、対策を進めてください。



このリーフレットは、従業員数が50人未満の事業場における労働災害防止対策について紹介したものです。この内容を参考に、的確な労働災害防止対策に取り組みましょう。

※ パート、アルバイトなどの就業形態の区別なく、全ての従業員を対象として労働災害防止対策を行うことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「労働者の安全と衛生の確保」について詳しくは、以下のホームページを参照、または最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei.html>

I 労働安全衛生関係法令の順守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。以下、労働安全衛生関係法令で、**事業者**に**義務づけられている措置**を説明します。

1 危険防止の措置

- 機械設備を使用して作業を行う場合
→ 機械の動作範囲に身体の一部が入らないようにするため、**柵や覆い**などを設けること。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合
→ **換気**を行う、**火気**を使用しないなどの措置をとること。

2 健康管理の措置

事業者は、従業員に対して年に1回、**定期健康診断**を実施すること。また、従業員を有害な業務に就かせる場合には、6カ月以内に1回、**特殊健康診断**を実施すること。

3 安全衛生管理体制の整備

① 安全衛生推進者または衛生推進者の選任

従業員数10人以上50人未満の事業場では、**安全衛生推進者**または**衛生推進者**を選任し、危険防止の対策や教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させること。

② 作業主任者の選任

プレス機械や**木材加工用機械**による作業など、危険または有害な作業を行う場合には、**作業主任者**を選任し、作業員の指揮、機械設備の点検等を行わせること。

③ 従業員の意見の聴取

従業員の意見を聞きながら安全衛生対策を進めること。



4 安全衛生教育の実施

従業員を雇い入れたときなどには、安全衛生のための教育を行うこと。

(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具などの取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ 小型ボイラーの取り扱い作業など危険または有害な業務に就かせる場合には、その業務に関する**特別の教育**を行わなければなりません。

Ⅱ 自主的な安全衛生活動

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組み、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

自主的な活動例を紹介します。

1 ヒヤリ・ハット活動

作業中にヒヤリとした、ハットとしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



(ヒヤリ・ハット事例)

○ ヒヤリ・ハットの状況

商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため、転びそうになった。



○ 対策

- ・ 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
- ・ 商品を運ぶときは台車を使用する。

2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などがあります。



○ 作業の状況

脚立を使って窓ふきを行っています。



どのような危険が
潜んでいるでしょうか？

- ・ 脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出した際に脚立がぐらついてよろけて落ちる。
- ・ 脚立から下りる際に、地面に置いてあるバケツに足を引っかけて転ぶ。

3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全従業員に担当させる制度です。従業員の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のほか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざまな工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしい活動に取り組みましょう。

Ⅲ リスクアセスメントに基づく取り組み

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性または有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。リスクとは負傷または疾病の重篤度と発生の可能性を組み合わせたもののことです。リスクアセスメントに基づき対策を行うことにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 従業員の就業における危険性または有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性または有害性について、リスクの見積もり
- ③ 見積もりに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討および実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

作業名 (機械・設備)	作業の危険性または有害性と 発生の恐れのある 災害	リスクの見積もり			リスク低減措置案	措置実施後の リスクの見積もり		
		重 篤 度	災 害 の 可 能 性	発 生 の 程 度		重 篤 度	災 害 の 可 能 性	発 生 の 程 度
<記載例> 台車による 運搬作業	重い物を過大に積載し、 運搬中に操作ができず、 荷崩れを起こすなどし て打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示 する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×：致命的・重大(死亡災害や休業1カ月以上の災害)
 △：中程度(休業1カ月未満の災害)
 ○：軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×：高いまたは比較的高い（毎日、危険性または有害性に接近する／かなり注意しても災害につながる）
 △：可能性がある（修理などの作業で、危険性または有害性に時々接近する）
 ○：ほとんどない（危険性または有害性に接近することは、めったにない）

災害の重篤度と発生の可能性との
組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高いまたは比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	←
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度

- Ⅲ： 直ちに解決すべき、または重大なリスクがある
 Ⅱ： 速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある
 Ⅰ： 必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある